

大いなる飛躍へ

 JA上川中央

第9回レディース
ボウリング大会



上川中央 NOSAI 主催
第9回レディースボウリング大会

2013
NO.60

発行・上川中央農業協同組合
愛別町本町125
Tel(01658)6-5311
URL <http://www.ja-kamikawa.or.jp/>
編集・営農販売課

3



祝 北海道産業貢献賞受賞!!

代表理事組合長 新井 光雄



2月8日、京王プラザホテル札幌において平成24年度北海道産業貢献賞（農業関係功労者）の表彰式が行われ、当JAの新井組合長が受賞されました。
昭和46年以来、農協理事、組合長として組合員の経営安定と農協の健全な運営に努め、地域農業を支え合う仕組み「上川町地域農業支援システム」の確立など生産基盤拡大と農家所得向上を図り、平成20年2月の広域2農協合併に尽力され、地域農業の振興への貢献が認められての受賞となりました。



旭日双光章叙勲祝賀会開催

代表理事組合長 新井 光雄

1月20日、かみんくホール（上川町）において、秋の叙勲で「旭日双光章」を受章した、新井組合長の叙勲を祝う会を地元農業関係の有志により開催。また2月1日、旭川グランドホテル（旭川市）においても農協関係機関の有志による記念祝賀会が開催されました。
新井組合長は、「今回の受章は、共に歩んできた地域や組合員と一緒に受けたもの。この受章に心から感謝したい」と、喜びを語りました。
両日の祝賀会には、約320名がお祝いに駆けつけました。





『矢沢さん家の野菜』で有名な(株)丸巳視察!! JA女性部合同宿泊視察研修



2月8日から1泊2日の日程で、JA女性部合同宿泊視察研修を上川支部16名・愛別支部21名が参加して開催しました。

研修は、旭川近郊野菜「矢沢さん家の野菜」で有名な株式会社丸巳（東川町）が建設した雪氷冷房冷蔵施設を見学、野菜の鮮度保持・糖度増加と併せCO2削減にも取り組まれていました。

宿泊先の、御やどしきしま荘（東川町天人峡温泉）では、沢山の料理とカラオケ・ビンゴゲームなどで楽しいひと時を過ごす事ができました。



第9回レディースボウリング大会

1月24日、上川中央NOSA主催による第9回レディースボウリング大会が旭川市高砂台ボウリング倶楽部で開催され、愛別・上川の両支部から2チーム（11名）で参加しました。

白熱したプレーの中、スポーツをつうじた「ふれあい」もあり、楽しいひと時を過ごす事ができました。

参加頂いた部員の皆様、ありがとうございました。





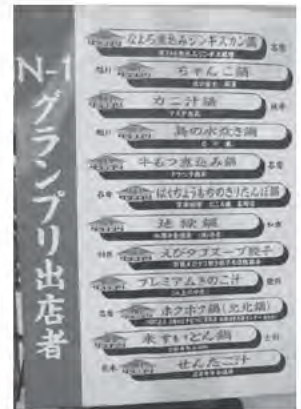
プレミアムきのこと汁販売!! N-1 グランプリ2013(名寄)



見事特別賞に輝きました。
今後もJA特産品をPR販売し、多くの方に美味しさを知っていただけるように取り組んでいきます。

N-1グランプリは、地元の人材がふんだんに使用され、地元の人に愛されているご当地「なべ料理」の日本一を競う大会です。
今回は、昨年を上回る約4千五百票による大熱戦で、グランプリには、「なよろ煮込みシシギスカン鍋」が選ばれ、当JAがPR販売したプレミアムきのこの汁は見事特別賞に輝きました。

2月10日、なよろ雪質日本フエスティバル会場(名寄市南広場)で2回目となるN-1グランプリが開催され、当JAから特産きのこの汁を使ったプレミアムきのこの汁をPR販売しました。



新酒「ふしこ」を愛でる夕べ開催 あいべつ地酒を創る会

2月22日、蔵ら多目的ホールで、あいべつ地酒を創る会主催の新酒「ふしこ」を愛でる夕べが開催されました。
愛別町では、平成7年から酒米生産に取り組み、この風土から生まれた酒米「吟風」と小林酒造により誕生した地酒「ふしこ」は、皆様に愛でて頂き12年を迎えました。
当日は、多くの方のご来場をいただき、新酒・熟成酒や地場農畜産物などを楽しんで頂きました。



“もしもの未来”から見えてくる……。 やっぱり大切だね、日本の豊かな食と農 1

食べものが外国からの
輸入頼みになったら…



安全・安心な食を守る、
日本の残留農薬基準

TPPに参加すると、
農薬の基準が
引き下げられるかもしれません

するーライフ

夜遅い便の飛行機で東京へ出かけた。羽田から品川の宿に急いだ。道すがら、気になる今を追ってみた。都内の夜の電車では、大方の乗客は同じ指の動きでスマホを操っている。

その昔、A3サイズの夕刊を読む人が多く、読み終えた汚い夕刊が荷棚に並んでいた。

家路までの長い時間の退屈さを和ませるものが、取って代わってしまった。目的地の駅の改札口を通過する。キップの場合はごく僅かで、PASUMOなるカードを照らして進んでゆく。オムロンの製品名で一躍、時代の寵児となった立石電機機群が世に出した無人改札機群である。キップが主流の時代から、今はキップであろうとカードであろうと飲込んで、人にスムーズな流れを提供している。

この無人改札機の登場秘話はおもしろい。飲込んでしまって、キップが出て来なかったらどうしようと言う、不安心理が働いて普及まで多くの時間を要したとあった。その技術は、自動交差点システムや現金自動支払機などへ受継がれて行った。

高速道路のETCカードによる決済も、今では当たり前になっている。出入口バーの開閉が自在である利便さ。翌日、空時間を利用して品川駅から押上駅へ出掛けた。スカイツリーへの最寄りの駅である。朝九時から行動であったが、入場券を購入するのに長蛇の列である。まだ、この群衆を機械的に処理することは出来てはいない。誰も列を乱すことなく、不平を発する訳でもなく整然と並んで進んで行く。

入場券売場も機械的ではなく、女性が対面し、窓口で手渡ししてくれる。ようやく数台あるエレベーター入り口に到着。大きな人のブロックを乗せて三百四十五mの展望台へ。殊のほか早い移動である。大パノラマに歓声上がる広場。あの東京タワーを眼下に見る、ここでも時代が変わったことを実感する。

各種の先端技術を結集して、大勢の観覧者を唸らせるタワーがあるかと思えば、少量の雪でも交通麻痺を引き起こすのが都市である。展望台から望む峰々の遙かかなた、そこにはまだ、もとの故郷には程遠い、復興を待ち望む町街がある。

文明の発達を受容れるということは、利便と悲劇が同居するということ。覚悟しなければならぬのだろうか。そうなのだろうか。

※このコラムは連載です。



寒さに負けない、熱戦!!

第27回 年金友の会ゲートボール大会開催(愛別地区)

2月9日、第27回年金友の会ゲートボール大会(愛別地区)が農村環境改善センターにて開催されました。

昨年に引き続き上川地区の会員の参加もあり、抽選によるチーム編成での大会となりました。

総勢22名が参加し、熱戦が繰り広げられ、今年度は「しいたけチーム」の優勝となりました。

◆優勝 しいたけチーム

(若林秋子、押川工キ子、須賀茂昌、佐藤正一、山中節子、鞠子キヨ子)

◆準優勝 えのきチーム

(西尾勝子、小椋馨子、須賀節子、沢田勝子、久米幸子)

◆三位 なめこチーム

(田上 信、西尾義和、久米美智子、小沢克司、妻鳥美智子)

◆四位 まいたけチーム

(渡部運乃、佐伯慶子、宮川照子、岡 政代、三好京子、山本佳子)



こんな出来事がありました



小ネギ現地研修会



胡瓜栽培講習会



定期総会 / 愛別町畜産振興会



定期総会 / 愛別町農業青色申告会



定期総会 / 愛別町そ菜振興協議会

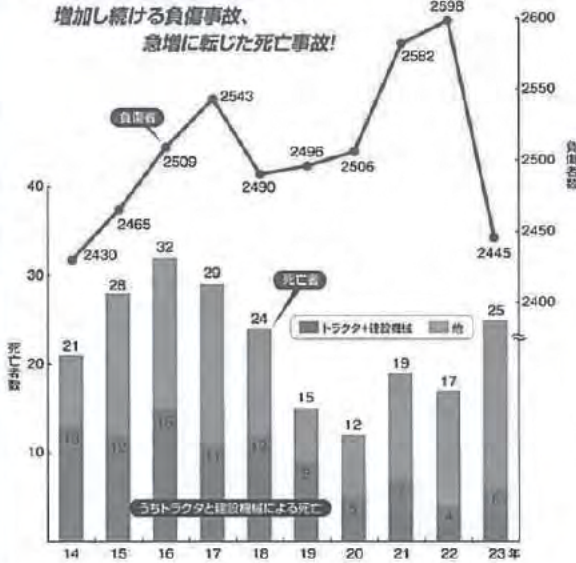


定期総会 / 愛別町きのご連合会

止めよう! 農作業事故

農作業事故の件数の推移

増加し続ける負傷事故、
急増に転じた死亡事故!

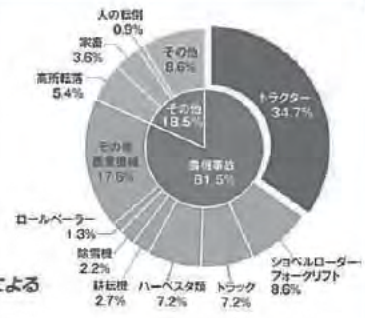


原因別事故 構成比率(死亡)

(平成14年度~23年度=10年間)



死亡事故は
トラクタを含む農業機械による
事故が8割強を占める!

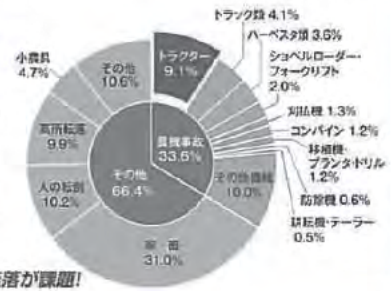


原因別事故 構成比率(負傷)

(平成14年度~23年度=10年間)



負傷事故は
家畜、人の転倒、高所転落が課題!



交通安全情報

～ストップ・ザ・交通事故死～

北海道警察本部
交通企画課
交通総合対策センター

農作業関係者の交通事故多発!

- 農作業を終えたあと、買い物途中に事故!
- 夕方、農作業車で移動中に追突される!
- 早朝、農作物の運搬中、道路外に転落!
- 農作業のアルバイト、仕事帰りに居眠り運転!



交通事故は他人事ではありません。明日は我が身です。



車外放出・下敷き防止のため、必ずシートベルト着用!

農作業事故から家族を守ろう!

組合員のための 身近な法律集



近年、原発事故による農畜産物の放射能汚染問題や牛肉の輸入月齢緩和問題、漬物用白菜の0-157による汚染問題などにより、消費者は食品に対して更に高い安心・安全を求めようになり、関心も高くなりました。また、農業者は高齢化や労働人口の減少、1戸当たりの経営面積の増加など農業を取り巻く環境が大きく変化する中において、日々安心・安全な農畜産物を消費者に供給するため、継続して最大限の努力をしています。

こういう情勢の中、農業者に係る負担は大きくなり、近年、農作業事故・残留農薬事故が相次いで起こり、非常に残念な結果となっています。営農する上での重大な事故が起こらないよう、JAと組合員が一丸となって取り組む必要があります。今般、農業者が普段営農する上で、知っておく必要がある、或いは守らなければならない法律をまとめています。

目 次

I . 農薬・肥料の取扱いに関する法律	広報誌 NO. 060 掲載
II . 種苗や米に関する法律	広報誌 NO. 061 掲載予定
III . 道路、農業用車両に関する法律	広報誌 NO. 062 掲載予定
IV . 廃棄物処理に関する法律	広報誌 NO. 063 掲載予定
V . 酪農畜産経営に関する法律	広報誌 NO. 064 掲載予定

I. 農薬・肥料の取扱いに関する法律

1. 農薬取締法

(最終改正:平成19年3月30日)

農薬について登録の制度を設け、販売及び使用の規制等を行なうことにより、農薬の品質の適正化とその安全かつ適正な使用の確保を図り、もって農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(1) 無登録農薬の使用禁止【第二条】

登録されていない農薬や、その疑いのある資材、登録の失効した農薬も使用禁止となります。また、農業者個人が農薬を輸入・製造するためには農林水産大臣の登録を受けなければなりません。よって、個人で海外から農薬を輸入したり、海外で購入して持ち込むことも基本的に禁止となります。

(2) ドリフトの禁止【第十二条第一項】

第十二条第一項に基づく省令により、農薬散布時における周辺作物・周辺住民への影響を回避することや、農薬の使用残が発生しないように必要な量だけを秤量して散布液を調整することを義務付けています。また、農薬使用前における防除器具等の十分な点検や、使用後における十分な洗浄を徹底するよう、農林水産省が通知されています。

(3) 農薬使用者の責務【第十二条】

第十二条に基づき、農林水産省と環境省が下記のように省令で定めています。

第一条 農薬を使用する者（以下「農薬使用者」という。）は、農薬の使用に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一. 農作物等に害を及ぼさないようにすること。
- 二. 人畜に危険を及ぼさないようにすること。
- 三. 農作物等の汚染が生じ、かつ、その汚染に係る農作物等の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。
- 四. 農地等の土壌の汚染が生じ、かつ、その汚染により汚染される農作物等の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。
- 五. 水産動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとならないようにすること。
- 六. 公共用水域（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する公共用水域をいう。）の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水（その汚濁により汚染される水産動植物を含む。）の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。

(4) 帳簿記載の義務化【第十二条】

上記同様に、省令で定められている。農薬使用者は、農薬を使用した年月日・場所・農作物等、農薬の種類・名称・使用量を帳簿に記載しなければなりません。

■ 罰 則

違反した場合、3年以下の懲役、若しくは100万円以下の罰金、又は両方が科せられることとなります。

第九条 農薬使用者は、農薬を使用したときは、次に掲げる事項を帳簿に記載するよう努めなければならない。

- 一. 農薬を使用した年月日
- 二. 農薬を使用した場所
- 三. 農薬を使用した農作物等
- 四. 使用した農薬の種類又は名称
- 五. 使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数

2. 肥料取締法

(最終改正：平成23年8月30日)

肥料の品質等を保全し、その公正な取引と安全な施用を確保するため、肥料の規格及び施用基準の公定、登録、検査等を行い、もって農業生産力の維持増進に寄与するとともに、国民の健康の保護に資することを目的とする。

(1) 肥料の輸入・製造・販売の禁止【第四条】

農薬同様、農業者個人が肥料を製造・販売する場合、農林水産大臣の登録を受けなければなりません。また、輸入する場合も、届け出が必要で、許可なく輸入することは禁止されています。

■ 罰 則

違反した場合、無登録で製造・販売した場合、3年以下の懲役、若しくは100万円以下の罰金、または両方。無登録で輸入した場合は1年以下の懲役、若しくは50万円以下の罰金、または両方が科せられることとなります。

3. 毒物及び劇物取締法

(最終改正：平成23年12月14日)

毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締を行うことを目的とする。

(1) 農薬、燃料等の適切な管理【第十一条】

毒物、劇物は、盗難・紛失を防ぐ観点から、毒物および劇物取締法で鍵のかかる場所に保管することを義務づけられています。危害・被害や盗難がないように、保管・管理に十分に注意し、万が一、盗難・紛失の際には警察への届出を行う必要があります。

※ 特に、罰則はございませんが、安全な営農のためには不可欠な管理といえます。

4. 食品衛生法

(最終改正：平成21年6月5日)

食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的とする。

(1) 基準値を超えた残留農薬のある食品の販売禁止【第十一条】

農薬・家畜飼料への添加物等・動物への医薬品が、人の健康を損なう量を超えて残留する食品の販売を禁止しています。具体的な基準については、厚生労働省が食品衛生法に基づき、定めています。残留農薬事故については、食品衛生法違反ということになります。

■ 罰 則

違反した場合、2年以下の懲役、又は200万円以下の罰金が科せられることとなります。

(2) 異物混入の禁止【第六条】

不潔、異物の混入または添加、その他の理由により、人の健康を損なうおそれのある食品は、販売、陳列を禁止しています。

■ 罰 則

違反した場合、3年以下の懲役、又は300万円以下の罰金が科せられることとなります。

